

令和 5 年度経済産業省調達改善計画

令和 5 年 3 月
経済産業省

本計画は、「調達改善の取組の推進について」（平成25年 4 月 5 日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年 1 月26日行政改革推進会議とりまとめ、以下「調達改善の取組指針」という。）を踏まえ、経済産業省（以下「当省」という。）において、調達改善のための取組を推進するために策定するものである。

令和 5 年度における当省の計画内容は、以下のとおりとする。

1. 調達改善の目的と視点

調達改善の取組の目的は、調達価格を低減し支出を削減するだけでなく、調達に係る事務コストを含めた調達コスト全体を低減しつつ、調達する財・サービスの質の向上を包括的に達成することである。すなわち、“より良いものを、より安く、より簡単に、そして適時、適切に”調達できる仕組みが必要となる。これらの目的を達成するために、当省においては、以下の視点から、調達改善の取組を進めることとする。

① 調達コストの改善

調達価格だけでなく、調達に係る事務コストも含めた調達コスト全体の改善を図る。調達する数量や仕様、タイミング等が必要最小限又は適正なものか等を精査するとともに、入札・契約・支払等の事務コストが過大になっていないか、形式的な競争入札の実施など手続の透明性を追求することによりかえって調達コストの増大に繋がっていないか等の検討を行うことも必要である。

② 調達する財・サービスの質の改善

一時的な調達コストの最小化を目指すあまり、調達する財・サービスや行政が提供する公共サービスの質が犠牲とならないよう、調達対象の質を確保・向上する取組も重要である。例えば、発注者が必要とする財・サービスのレベルを的確に提示するとともに、受注者の創意工夫を最大限活用する観点から、調達の手法、仕様等の見直しの検討を行うことが必要である。

③ 調達における公平性・透明性の確保

行政が提供する公共サービスにおいて、調達段階における受注者をはじめとした外部に対する調達プロセスの公平性・透明性を確保することによって、行政サービスの調達における安心・信頼を確保することが重要。「調達等の在り方に関する検討会」を通して策定した新たな調達ルールに沿った公平性・透明性を確保した上での調達を行うことが必要である。

2. 計画に盛り込む分野の基本的な考え方

本計画の策定に当たっては、調達の実況分析及び調達改善の取組指針等を踏まえ、継続的・優先的に調達改善に取り組むべき分野を選定し、そのうち、調達改善の取組指針において新規性・創意工夫のある効果的な取組とされているものや既存の取組の中でも更に一步進めて改善する取組を「重点的な取組」（別紙 1）として位置づけることとする。

また、内閣官房行政改革推進本部事務局による「令和 5 年度調達改善計画の策定要領」に基づき、

- ① 調達改善に向けた審査・管理の充実
- ② 調達事務のデジタル化の推進

に係る取組を令和 5 年度各府省庁が共通して実施する「共通的な取組」（別紙 1）として位置づける。

その他、「重点的な取組」や「共通的な取組」以外に、当省として取り組んでいる調達改善の取組については、別紙 2 で記載する。

3. 調達の現況分析及び調達改善の取組指針の内容

（1）競争性に関する分析

令和 3 年度経済産業省における調達を契約種別に分類した結果は表 1 のとおり。「競争契約」の金額が大きく減少している背景としては、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症に係る支援策の調達を「競争契約」により実施したため、令和 2 年度の「競争契約」が一時的に増加したことが要因と考えられる。また、令和 3 年度の「公募による随意契約」が増加している要因としては、新型コロナウイルス感染症に係る支援策の調達を「公募による随意契約」により実施したことが主な要因と考えられる。

表 1 ※1 令和 3 年度経済産業省における調達の契約種別

（単位：件、億円）

契約方式		3 年度	2 年度	3 年度	2 年度	3 年度	2 年度	3 年度	2 年度
		契約件数	契約件数	割合	割合	契約金額	契約金額	割合	割合
競争性のある契約	競争契約※ 2	1,141	1,054	56.9%	52.7%	670	2,680	20.1%	51.2%
	企画競争による随意契約	266	334	13.3%	16.7%	691	907	20.7%	17.3%
	公募による随意契約	161	144	8.0%	7.2%	978	524	29.3%	10.0%
	不落・不調による随意契約	23	33	1.1%	1.7%	13	16	0.4%	0.3%
	小計	1,591	1,565	79.4%	78.3%	2,352	4,126	70.4%	78.9%
競争性のない随意契約		413	434	20.6%	21.7%	988	1,102	29.6%	21.1%
合計		2,004	1,999	100%	100%	3,340	5,229	100%	100%

※1 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 競争契約とは、一般競争契約及び指名競争契約をいう、以下表 2 及び表 3 について同じ。

次に、令和３年度の一者応札となった比率は表２のとおり。一者応札比率自体は、目標値（※）（件数ベースで 31.8%）より低い水準（31.1%）となっており、一者応札改善に向けた取組の効果があったと言える。引き続き、一者応札回避に向けた調達改善に一層取り組んでいく。

（※）「調達改善の取組の推進について」（平成 23 年 12 月 27 日内閣府公共サービス改革担当事務局）

における一者応札の改善に関する取組内容において、平成 23 年度の一者応札数値比（41.8%）から 10%削減を目標としている。

表 2 ※1 令和 3 年度経済産業省における調達の状況

（単位：件、億円）

	1 者				2 者以上				合計			
	3 年度	2 年度	3 年度	2 年度	3 年度	2 年度	3 年度	2 年度	3 年度	2 年度	3 年度	2 年度
	契約件数	契約件数	契約金額	契約金額	契約件数	契約件数	契約金額	契約金額	契約件数	契約件数	契約金額	契約金額
競争契約	355	289	471	796	786	765	199	1,884	1,141	1,054	670	2,680
割合	31.1%	27.4%	70.3%	29.7%	68.9%	72.6%	29.7%	70.3%	100%	100%	100%	100%
企画競争による 随意契約※ 2	126	124	543	289	140	210	148	617	266	334	691	907
割合	47.4%	37.1%	78.5%	31.9%	52.6%	62.9%	21.5%	68.1%	100%	100%	100%	100%
公募による随意 契約※ 3 ※ 4 ※ 5	72	74	745	125	—	—	—	—	72	74	745	125
割合	100%	100%	100%	100%	—	—	—	—	100%	100%	100%	100%

※ 1 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※ 2 企画競争による随意契約の 1 者応札について、複数年継続する事業（国庫債務負担行為による複数年契約ではないもの）の次年度以降の集計も企画競争による随意契約の 1 者応札として集計している。

※ 3 表 2 の「公募による随意契約」欄には、『「公共調達の適正化について（平成 18 年財計第 2017 号）」1.(2)②ホ(イ)及びヘ』にある「試験又は講習の実施に係る会場の借上げについて、日時、場所及び収容人員等の諸条件を明らかにしたうえで、公募を行うもの」及び「一定の要件を明示したうえで公募を行い、当該要件を満たす者から申込みがあった場合には、全ての者と契約するもの」（タクシーチケット供給業務等の複数者との契約を前提としているもの）については、計上しないこととする。そのため、表 1 とは数値が一致しないことがある。

※ 4 公募を実施した結果、複数者からの応募があり競争契約又は企画競争による随意契約に移行した契約については、契約相手方の最終的な選定手続（競争契約又は企画競争による随意契約）により整理し、公募による随意契約として整理はしないこととする。なお、この場合における応札（応募）者数の区分は、公募後に行った競争契約又は企画競争による随意契約に参加した応札（応募）者数により整理する。

※ 5 応募者がいないときに特定の 1 者と契約を行う場合は、公募による随意契約の 1 者として整理する。

続いて、令和 3 年度の調達経費の内訳別に分類した結果は表 3 及び表 4 のとおり。「調査研究」及び「その他」の割合が件数及び金額において計 9 割程度を占めている。また、一者応札については、母数が多いことから「調査研究」や「その他」の割合が大きい。表 3 及び表 4 を件数ベースで比較すると、「調査研究」26.1%（214／820）、「その他」11.6%（123／1060）と目標値（件数ベースで 31.8%）より低い水準となっている。

表3 ※1※2 令和3年度経済産業省における調達経費の内訳（本省・地方別）

(単位：件、億円)

		本省等		地方支分部局等		府省庁全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共工事等	公共工事 (A)	9	17	6	3	15	20
	割合 (A/J)	0.6%	0.5%	1.0%	1.4%	0.7%	0.6%
	公共工事に係る調査及び設計業務等 (B)	0	0	0	0	0	0
	割合 (B/J)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	小計	9	17	6	3	15	20
物品役務等	情報システム (D)	103	240	0	0	103	240
	割合 (D/J)	7.2%	7.6%	0.0%	0.0%	5.1%	7.2%
	電力 (E)	2	3	1	0	3	3
	割合 (E/J)	0.1%	0.1%	0.2%	0.0%	0.1%	0.1%
	ガス (F)	2	0	1	0	3	0
	割合 (F/J)	0.1%	0.0%	0.2%	0.0%	0.1%	0.0%
	調査研究 (G)	703	1,433	117	9	820	1,442
	割合 (G/J)	49.1%	45.5%	20.5%	4.8%	40.9%	43.2%
	競争的資金による研究 (H)	0	0	0	0	0	0
	割合 (H/J)	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	その他 (I)	613	1,455	447	180	1060	1,635
	割合 (I/J)	42.8%	46.2%	78.1%	93.8%	52.9%	49.0%
	小計	1,423	3,131	566	189	1,989	3,320
	合計 (J)	1,432	3,148	572	192	2,004	3,340

※3 71.5% 94.3% 28.5% 5.7%

(参考) 令和3年度職員旅費の支出額： 5.3 億円

※1 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 一者応札件数には随意契約も含んでいるため、表2と一致していない。

※3 表3の欄外の数字は、契約件数・契約金額の（本省等／府省庁全体）及び（地方支分部局等／府省庁全体）の割合。

表4 ※1 令和3年度経済産業省における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳
(本省・地方別)

(単位：件、億円)

		本省等		地方支分部局等		府省庁全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共工事等	公共工事 (A)	3	14	2	3	5	16
	割合 (A/J)	1.1%	3.0%	2.7%	31.0%	1.4%	3.5%
	公共工事に係る調査及び設計業務等 (B)	0	0.0	0	0.0	0	0
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	小計	3	14	2.0	3	5	16
物品役務等	情報システム (D)	12	98	0	0	12	98
	割合 (D/J)	4.3%	21.3%	0.0%	0.0%	3.4%	20.9%
	電力 (E)	0	0	0	0	0	0
	割合 (E/J)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	ガス (F)	1	0	0	0	1	0
	割合 (F/J)	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%
	調査研究 (G)	182	218	32	3	214	221
	割合 (G/J)	64.5%	47.2%	43.8%	35.2%	60.3%	46.9%
	競争的資金による研究 (H)	0	0	0	0	0	0
	割合 (H/J)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	その他 (I)	84	132	39	3	123	135
	割合 (I/J)	29.8%	28.6%	53.4%	33.8%	34.6%	28.7%
	小計	279	449	71	6	350	455
	合計 (J)	282	463	73	8	355	471

※2 79.4% 98.2% 20.6% 1.8%

※1 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 表4の欄外の数字は、契約件数・契約金額の（本省等／府省庁全体）及び（地方支分部局等／府省庁全体）の割合。

(2) ベンチャー企業をはじめとした新規事業者からの調達拡大

「未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）」及び「統合イノベーション戦略（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）」等を踏まえ、先進技術の導入や中小・ベンチャー企業支援（販路拡大・信用力確保等）の観点から、調達における中小・ベンチャー企業の活用を引き続き重点的な取組に位置づける。

コストや財・サービスの質への影響にも留意しつつ、中小・ベンチャー企業による国の調達への参加機会拡大を図るため、一般競争入札において参加資格等級 D 企業であっても入札への参加を認めるなど必要な取組を進める。

4. 調達改善計画の推進体制

(1) 推進体制の整備

- ① 経済産業省調達改善推進チーム（以下「推進チーム」という。）は、調達改善計画の策定を行う。推進チームは、以下で構成する。
 - 統括責任者：大臣官房長
 - 統括責任者代行：大臣官房総括審議官
 - 副統括責任者：大臣官房会計課長、大臣官房業務改革課長
 - メンバー：総務課長会議構成員
- ② 推進チームの事務局は、大臣官房会計課及び業務改革課が担う。
- ③ 事務局は、計画の取組状況について、随時、確認を行う。なお、計画の見直しの必要が生じた場合等については、計画を改定し、その内容を公表する。

(2) 外部有識者の活用

事務局は、調達改善計画の策定及び自己評価の実施等の際には、問題点の抽出、改善策の助言等の観点から、原則として事前に、契約等評価監視委員会等の外部有識者の意見を求めることとする。

(3) 会計内部監査の活用

各組織等における調達改善計画に基づく取組状況については、毎年、大臣官房会計課で実施している会計内部監査も活用しつつ、確認を行うこととする。

5. 調達改善計画の自己評価の実施・公表

事務局は、上半期終了後及び年度終了後、速やかに、調達改善計画の実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表する。自己評価の結果は、その後の調達改善計画の実施や策定に反映させる。

その他、調達改善計画に関する取組状況等については、当省ホームページで公表する。

6. その他

他府省庁における成功事例を導入するよう努めるとともに、当省で得られた調達改善のノウハウ等については、積極的に、内閣官房行政改革推進本部事務局を通じて各府省庁への共有を図る。

（留意事項）

本計画の実施に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年6月30日法律第97号）、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年5月31日法律第100号）、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年6月27日法律第50号）等の諸施策との整合性にも留意する。

7. 取組内容

上記を踏まえた取組内容は別紙（別紙1、2）のとおりとする。

重点的な取組、共通的な取組										別紙1
令和5年度の調達改善計画										
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標			
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期		
○		一者応札改善のための取組	○①入札前の自己チェック(前年度一者応札)、②契約前の自己チェック(一者応札、高落札率)、③事後の第三者チェック(一者応札、高落札率、同一者連続等)を主な内容とした「一般競争入札における一者応札問題の改善策について」について引き続き徹底する。	一者応札を改善する意義、これまでの取組を分析した結果、本取組を通じた改善が調達改善において重要であるため。	A+	H24	一者応札比率を改善し、契約の効率化に努める。	継続的に取り組む		
○		公募(入札可能性調査)の実施及び調達価格の妥当性評価の推進	○公募(入札可能性調査)の要件について複数の条件により実施可能な事業者が限定される場合も対象に、公募(入札可能性調査)を引き続き実施する。 ○競争性のない随意契約(緊急随契等を除く。)及び公募(入札可能性調査)を経て特定の者と締結された随意契約について、i)調達価格の妥当性評価に関するセルフチェックリストの作成、ii)外部アドバイザーによる評価(一定金額以上のもの)、iii)価格検証結果及びベストプラクティス等の組織的な共有等を実施する取組について、引き続き実施。	一者応札改善のためには事実上競争が働いていないと考えられる入札案件については随意契約へ移行し、価格の妥当性評価を実施する取組を実施する必要があるため	A+	H25	競争性のない随意契約及び公募(入札可能性調査)を実施する案件については、調達価格の妥当性評価を適切に実施する。	継続的に取り組む		
○		調達に関する公平性・透明性確保のための取組	○一定規模以上の事業の調達については、「調達等の在り方に関する検討会」を通して策定した新たな調達ルールに沿った公平性・透明性を確保した上での調達を行うこと。	一定規模以上の事業に対する公平性・透明性の確保が重要であるため。	A+	R2	一定規模以上の事業に対する公平性・透明性の確保を適切に実施する。	継続的に取り組む		
○		情報システム調達の改善	○情報システム調達については、事業内容に応じた適切な契約方法等を検討する。 ○予定価格が80万SDR以上となる情報システム調達は、デジタル統括アドバイザー等から仕様など調達に関して助言を得て行う。必要に応じて、外部専門家を含む技術審査委員会や民間の調達支援業者等を活用するなど、引き続き、情報システムに係る民間ノウハウ・知見を調達に反映させる。これらの取組により、経費の削減や費用対効果の向上を図る。 ○ソフトウェアの改修を特定の事業者に依頼することが想定される場合、ソフトウェアの開発及び改修に係る規模等の情報を毎回入手し、蓄積する。その上で、ソフトウェアの改修を依頼する際、事業者から改修の規模の見積りを提出させ、蓄積した情報等を参考にしつつ、当該作業に係る金額の妥当性を確認する。 ○高度な技術力が求められる情報システム調達については、総合評価落札方式における「価格点:技術点」の比率を「1:3」とするなど、事業者の技術をより重視した評価を実施する。	庁費の契約金額の多くの割合を占める情報システムについて、重点的に取り組むため。	A	H24	情報システム調達の一者応札の防止、契約金額、手続きの合理化、効率化。	継続的に取り組む		
○		出張旅費・業務の効率化	○当省(地方支分部局除く。)では、旅費関係業務において、旅費システム入力等業務及びチケット等手配業務を旅行代理店等の民間へ委託している。これらを活用するなどして、出張旅費・業務の効率化に資する以下の取組を実施する。 i)旅費の支給期間(出張から支払までの所要期間)の短縮 ○旅費システム入力等業務のアウトソーシングによる事務の効率化の環境を引き続き整えるとともに、速やかな旅費の請求・支払手続を省内に徹底する等の取組を実施する。(目標:支給期間30日以内) ii)代理店の利用及び出張バック商品の活用 ○チケット等手配業務については、当省向けに航空券や宿泊施設、出張バック商品等の更なる割引を行う旅行代理店と契約しており、業務及び旅費の効率化を図っている。部局ごとの旅行代理店利用率・バック利用率を省内に周知する「見える化」を実施するなど、旅行代理店の利用を徹底する。	金額的な重要性(27億円程度)、旅費の実務の合理化・標準化、職員の旅費業務に対する意識改革を行うことが、旅費業務の改善の上で重要であるため。	B	H24	出張後、30日以内の旅費の支払を実施。	継続的に取り組む		
○		ベンチャー企業を始めとした新規事業者からの調達拡大	○調達コストや財・サービスの質の改善に与える影響に留意しつつ、ベンチャー企業を始めとする新規事業者の入札機会の拡大を図る。 ○J-Startup企業については全ての物品の製造、物品の販売(自らが製造した物品の販売に限る。)及び役務の提供等の入札への参加を可能とする。 ○一般競争入札においてベンチャー企業を含む資格等級D企業の入札への参加を可能とする。	「未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)」において、ベンチャー支援・支援強化がうたわれており、経産省としても政府調達における支援の在り方を検討するため。	B	H31	ベンチャー企業をはじめとする新規事業者の入札機会を拡大する	継続的に取り組む		
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	○一者応札の改善に向けて、一者応札となった事業については、セルフチェックリストによる公告・公募前のチェックや採択後のチェックなどを通して、一者応札の防止に努めるとともに、事後的に契約内容の妥当性について、契約等評価監視委員会にて外部有識者に審査いただく。		A	H29	本取組により一般競争入札の競争性の確保に努める。	継続的に取り組む		
	○	調達事務のデジタル化の推進	○書面での契約書及び電子調達システム(GEPS)を利用しない入札書以外の調達事務に係る書類等は、押印を廃止し、電子メール等を活用した処理を行う。 ○入札説明会は、可能な限りオンラインで開催するとともに、開催を省略する場合は電子メールによる質疑応答の機会を設けるようにする。 ○事業者に対してGEPSの利用促進を行う。その上で、紙入札・紙契約を希望する事業者については、ヒアリングなどを行い、GEPSの利用促進に向けた課題等を把握する。		A+	R4	入札公告、調達仕様書等の調達情報については、調達ポータルを活用して電子的に公開し、原則電子入札及び電子契約を可能とする。(電子調達システムの利用を周知徹底し、「オンライン利用率引き上げの基本計画(令和3年12月16日改定)」において掲げられている目標値(令和6年度末までに電子入札率80%、電子契約率50%)を踏まえ、経済産業省における電子調達システムの電子入札率については、引き続き80%以上となるよう努め、電子契約率については、40%となるよう努める。)	R6年3月まで		

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率引き上げの基本計画」(令和3年12月16日 デジタル庁)等)。
電子入札率＝(電子応札案件数/電子入札案件数)
・電子入札案件数:入札案件数のうち、電子入札が可能な件数(紙と電子の混合も含む)
・電子応札案件数:開かれた入札案件のうち、電子入札を行った民側利用者が1社以上存在する案件数
電子契約率＝(電子契約案件数/電子応札案件数＋電子入札によらない電子契約数)
・電子契約案件数:契約確定件数のうち、「契約書」または「請書」を、「電子」で実施した案件数。
・電子入札によらない電子契約数:電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した件数(電子契約案件数の内数)

その他の取組

調達改善計画	
具体的な取組内容	新規継続区分
随意契約（少額・不落・不調随意契約を除く）を行おうとする場合は、大臣官房会計課による事前の承認審査を行うとともに、競争性のない随意契約を行ってきた事業についても、一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行できないか検討を行う。	継続
一般競争、随意契約、補助金事業について、当省の契約事務等にかかる外部有識者委員会である契約等評価監視委員会や会計内部監査において事後検証を行う。	継続
年間発注予定表を本省ホームページ等に掲載する。平成28年度から公表頻度の増加（年3回程度）を行っており、令和5年度も継続して実施する。	継続
過去の受託企業の評価等をデータベース化することにより、入札情報について組織内で共有する。	継続
より多くの事業者が競争に参加できるよう、できる限り公告時期の前倒しを図るとともに、第4四半期の事業開始を原則として禁止し、適切な事業期間の確保を徹底する取組を継続する。	継続
インターネット取引について、積極的な取り組みを継続する。	継続
本省（外局含む。）において、令和5年度も引き続き共同調達を実施する。併せて、調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、実施品目・組織の拡大や共同調達の実施効果を高めるための仕様書等の見直しを検討する。	継続
地方支分部局においては、これまでも共同調達に取り組んできている。（令和4年度上半期51品目、相手官署数（延べ）151官署）引き続き、調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、実施品目・組織の拡大や共同調達の実施効果を高めるための仕様書等の見直しを検討する。	継続
本省、外局にて共通して使用等する物品等について、令和5年度も引き続き一括調達を実施するとともに、実施品目・組織等の拡大を目指す。 （現行の実施品目：コピー用紙、ガソリン、宅配業務、会議用茶菓、情報提供サービス、タクシー等）	継続
少額の随意契約を行う案件について、電子調達システム（GEPS）において、仕様等を提示し、自由に見積書を受け付ける調達（オープンカウンター方式）を継続し、競争性、公平性の確保を図る。	継続
大臣官房会計課による事前の承認審査等により、引き続き、企画競争によることの適切性を審査する。また、原則、利害関係のない外部有識者のみによる審査に基づいて事業者を選定することを、引き続き徹底する。	継続
契約方法の確定契約と概算契約の適切な使い分けを目的として、確定契約の仕様書を予算執行データベースに保存して各担当原課が契約締結にあたってそれを参照とすることで、本来確定契約で締結すべき契約を確定契約として締結する取組を継続。	継続
会計業務・予算執行担当職員のスキルアップのために、以下の取組により、契約手続、予算執行効率化や調達改善等の取組に関する情報の周知や会計検査院からの指摘事項等の徹底等を実施し、人材の育成に努める。 会計関係研修（補助金・委託費・確定検査等）を引き続き実施する。	継続
予算執行上の重要事項等について特に注意が必要な時期に合わせ全職員向けの事務連絡などを配信する。	継続
これまで実施してきた省内会議及び当省で実施する審議会のペーパーレス化や資料の電子配付、タブレット端末の活用等を継続的に進める。	継続